## (仮称)ちば自然保育認証制度の方向性の内容について

Νο	1	及例/りは日然休月  認証前  長の月円性の内合 	3	Λ
		<u> </u>	by Ale	コープ トラ 八
氏名(敬称略) 伊藤 洋之	認証制度の在り方(目的・基本理念) ○どの程度、自然とのかかわりがある場合に認証されるのか?	対象団体  ○定員等の規模に制約があるのか? ○個人・法人を問うのか?	名称	認証区分
圓藤 弘典	基本的な目的「自然保育の社会的認知度や信頼性・安全性の向上を図る」については、賛成です。「より多くの子どもたちが自然に触れられるようになること」や「保育者の意識の変化、保育の質や安全性の向上」、「地域の活性化、魅力向上、移住定住の促進」も重要なことであると思います。「子どもの『どのような能力』(例:想像力、忍耐力、物の性質を掴む能力等)を育てることを目指すかについては、何らかのエビデンスに基づいて協議する必要があるかと思います。	育、居宅訪問型保育、事業所内保育は、基本的に3歳未満児に重点を置いた施設であることから、対象に含めないという理解でよろしいか。		活動時間数に応じて、2つの区分とすること に賛成です。名称は事務局サイドにお任せい たします。
風間 一郎	知事の思いを、聞きたいです。			幼稚園に求められる活動時間数としては、週 15時間以上は厳しいので、週5時間をどのよう にとらえたらよいのか示すことが必要だと思 います。
岸本 梓	(3)について 子供の能力向上、保育者の資質向上という書き方で誤解と切り分けが生じないような記載の仕方を望みます。 信州型自然保育認定制度の基本理念にも、「子供が本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として」とあるように、「能力を育てるための自然保育」という位置づけではなく(もちろん結果的にはそういった能力は育ちますが)、「子供が本来持つ力を見つめ、大事にする」という姿勢が見て取れます。 「目的」と「手段」が逆転しないような理念の立て方になることを願います。また、自然保育の場(自然保育に限らずとも)は、「子供と保育者」の場ではなく、子供を真ん中に関わるすべての大人(親・地域の人・保育者・教育関係等)が包括的に、関連性をもって育て合ってることを念頭に置きながら基本理念を考えたいです。			(2)について 基本「週15時間以上」として、例えば、園に よって1学期の間のみ隔週4日にするなど、週 によっては15時間に満たない場合などイレ ギュラー的な保育期間がある場合も考慮され ることを希望します。
	「自然に親しみをもつ」または、「自然に親しみをもつ子どもを育てる」、というようなもっと素朴な心情面を育てるというようなことは入らないでしょうか。		他県を参考にするとこれが妥当なのかもしれません。が、とても固い名称なので千葉らしいキャッチーなもの、一般の方にもわかりやすい、「え、これ何?」と関心をもっていただけるものなどがサブ名称のようについたらよいのでは、とも思いました。	からすると疑問です。 幼稚園教育要領には、遊びで子どもたちの学びを育てるとあ
		・地域型保育事業実施団体は対象外という理解でよろしいでしょうか。 また、その理由は「3歳未満児は対象外」だからでしょうか。その場合、3歳未満児を対象外とする理由は何でしょうか。	・「自然を活用した幼児教育・保育」 とありますが、何が対象で何が対象外 でしょうか。具体例をお示しいただき たいです。(対象:里山に遊びに行 く、対象外:街区公園に遊びに行く、 など)	

## (仮称)ちば自然保育認証制度の方向性の内容について

Νο	1	2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	4
				認証区分
篠原孝子		(5)の認可外保育施設の届け出のない団体 とは具体的にどのような団体ですか? 年齢制限はあるのでしょうか?(例)小学生 を含む	「自然を活用した幼児教育・保育」と	(2)活動時間数を設ける理由は何でしょうか? 緩やかな幅が必要ではないでしょうか「週15時間以上」では、以下のことが懸念されます
田中 真雅子				
戸巻聖				
富田 久枝			いう意見があるため、要綱などにおい	15 時間というのは都市部の環境を最大限に活かした保育関連施設では無理が有ると思います。個人的な印象は10時間が乳幼児期の子どもの体験としても十分ではと思います。
沼倉 幸子	千葉県の自然を活かした保育で、「どのような能力」を育てるかについては、『千葉県教育が目指す姿』の4つの基本目標で掲げている「基本目標1子供:ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓くちばの子どもを育てる」につなげられるような表現が良いと考えます。 具体的な言葉については皆さんと検討したいと思います。		広島県と鳥取県が「認証」で、長野県と滋賀県が「認定」と表現しています。 千葉県が「認証」とした理由をお聞きしたいです。	特化型の活動時間については、長野県モデルト目接で良いのではないかよ用います。
	(3)に追加して、以下の内容を盛り込むことを提案いたします。 ・自然保育を通じて、千葉の自然と子どもたちとの絆を深める。 千葉の風土に心の根を下ろし、将来的にもここへ帰ってくることで安心 し、人間性を回復し、未来や外の世界へと羽ばたく力を養える… そう した、千葉の子どもたちの生きる力につながる「人としての礎(いしず え)」を自然保育によって育む。 ※この文言が必要か、またより良い言い回しがあるかなど、他の委員の 皆様のご意見を頂戴できればと思います。		他県の制度と並んで、シンプルで分かりやすい名称だと思います。 要綱への追記についても賛成です。	(1)区分の名称は、A,Bのようは記号よりも区分の内容や目的を反映したものの方がイメージしやすく、また親しみやすいように感じました。

<u> 資料 5</u>

N o	5	6	7	8	
氏名(敬称略)	認証基準	認証された団体への支援内容	審査体制	市町村との連携(役割分担・情報	認証制度の推進等
伊藤洋之	₩心川正 <u>五</u> 子		田 丘 汗州川	共有)  ○市町村の保育事務担当としては、保育料等の徴収についての取決め等はどうするのか等、事務的な取り扱いはどの様になるのか? ○認証制度を受けた保育所等を利用する際に、市町村の保育認定が必要か?	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
圓藤 弘典		研修会への参加について、認証を受けたい場合には、認証施設外の金額を設定して、有料で参加できるなどの対応が必要ではないでしょうか。 補助金の助成については、認証された2つの類型や公的助成を受けているかいないかによって、補助の基準額か上限額を決めておくとわかりやすいと思います。		制度についての説明と認証された 情報については通知することが必 要であると思います	目標値を設定することは大切であると思います。 自然保育を推進するにあたって、何年かに一度、幼稚園や保育施設、森のようちえんなどの団体を通じて、対象施設にアンケート調査等を実施して動向を探ることも大切であると思います。自然保育を実施するには、各地域や施設の事情によって乗り越えなければならない問題点(フィールドの確保や保護者の理解など)があるように思います。そのような問題点を解決するために、認証制度を活用できるようになることを期待いたします。例えば、フィールドの地主と活用する施設の契約書のひな形を提示することや、フィールドの地主にも何らかのメリットがあるようにする仕組み(利用料金や整備の補助)があると利用する意義がわかりやすいと思います。
風間 一郎				各市町村への制度に対する周知及 び理解	
岸本 梓	保育者の配置基準については各園の特色を考慮していただきたい。例えば3歳児の子どもが10人いた場合、保育者は2人で見ることができる仕組管理上、また子供たち一人一人に寄り添うという観点から、状況に応じて保調理や長距離散歩、金づちや鋸を扱うような木工などの時)そうしたときに有資格者を1/2満たすというのは難しく、1/2にしようとするを限定することで安全を保つか、などの選択を迫られます。そうなれば、本来の目的である「子供主体の活動を保障すること」は難しく資格の有無の視点に立っても、例えば、「子供の視点に立てる野外保育経験外保育経験のない資格をもつ保育者」では、自然保育の現場では子供たちに資格はあったに越したことはないですが、資格があるから安心とは自然保育子供の視点に立てる野外保育経験のある資格をもたない保育者」のほうが経費の側面からみても、規定通り1/2有資格者を増やしたとして、協同保育担は保護者が支払う保育料の値上げに繋がっていきます。自然保育の団体のセスタッフの給与は現状パート程度です。というようなスパイラルが園によっては生み出される可能性があるので、繋だけたらありがたいです。	全育者を2人ではなく3人にしたい時などもあります。(例:火を扱うことで、まず子供の受け入れ人数を減らすか、活動場所ややることなります。 このある資格をもたない保育者(例えば親御さんも含め)」と、「野ま影響するものが大きく変わってきます。 「の現場では言えません。」 「はるかに子供にとって安心感とより良い環境を生み出すからです。でやってきた園にとっては、さらなる人件費がかかり、またその負い収入源は、ほぼ保育料でその8~9割が人件費に割かれますす。しか		る園として各市町村でもそうした 紹介があるほうが県全体への普及により早く繋がると思いまでであると思いまでである。 親になった時、子供をどでいる園がより早くでは自分ではからである園ができると思います。 市町村での認知も同時進行で連携できるといです。	これよく時間をかけて下りてさた美韻める世界の園の休育関係有、森のよりの   えん実践者などと連携し、千葉県に派遣していただき勉強会を開くことなどが
小林 直実	(4の続き) 「自然」という授業があるわけではないので遊びの中で様々なから「自然」に触れてそこで学びます。砂遊びをしている中で…ごっこ遊びをしている中でも…。 時間にしてしまうと、先生が「さぁ今日は自然に触れるため○をしましょう」となってしまうのではと危惧します。 自然に特化した保育を主体にしている園や団体は時間で計算きると思います。 ・時間より、質(内容)だと思います。	いこ			認証される園は、自然の中で多くの学びを子どもたちにもたらしていることと思われるので、それを広めていく、という考えでよいと思います。むしろ、認定されない園に対してどのように支援していくかが大切なのではないでしょうか。認証されるとよいことがある、という認識に持っていくことが大切なのだと思います。園ごとに環境が違いますので、好事例をホームページで紹介してもなかなか普及にはつながらないのが現実かと考えます。般化が難しいのが、この業界です。支援のしかたもその園その園に合わせたものでなくてはならないところが、認証制度を作ったあとの継続にかかわるところだと思います。
皐月 裕美子	・「小学校との交流」を認証基準とする理由は何でしょうか。	(6) について、県が団体に直接支払うということでしょうか? 保育料の無償化を受けていないことの確認はどのようにされるのでしょうか?			「自然保育」の定義と対象によりますが、人口集中地区 (DID) では認証取得可能な施設は多くないと考えられることから、目標値例2は選択しないでいただきたい。

資料!

Νο	5	6	7	8	
氏名 (敬称略)	認証基準	認証された団体への支援内容	審査体制	市町村との連携(役割分担・情報 共有)	認証制度の推進等
篠原 孝子	自然活動は戸外に限定せずに、園庭や屋内での活動も含むとよいと思います例:小動物や昆虫の飼育 野菜・草花の栽培や収穫、木の実や草花を活用した表現活動等(7)の幼稚園教育要領等は大臣告示の法律ですので、努力義務ではなく義務とした方が良いと思います。以前はガイドラインだった保育所保育指針も平成20年から大臣告示になりました。特に3歳以上は無償化に伴い質の向上が求められているところです。	るための凶強、グノレット寺の賃用棚助が必安  1、老さませ	どのように実践さ れているか等の調 査があるとよいと 思います	地域との連携が図られることで子 どもの体験が豊かになります。 畑を借りる、山や林を使わせても らう、果物の収穫体験をさせても らうなど、園と地域をつなぐ相談 窓口等があるとよいです。	
田中 真雅子	千葉県南部は自然が豊かで、保育の中に取り入れやすいの制度を積極的に取り入れていけるかということだと思いる当園は市川市行徳にあり、車で15分ほどで東京都に入る一室を改造した小規模園や、園庭がほぼ無い園が急激に対ように思います。すでに、自然保育を積極的に取り入れている園だけでなく認証基準はとても低いものとなることが懸念されます。すのもたくさんあります。それらと助成目的で簡単に実施し基準が低ければ低いほど認証制度そのものの価値が保たがないので、その審査内容が簡単ではないことを望みます。	ます。 る場所です。近年は最寄り駅の近くや大通りに面 増えました。屋外での活動は近くの公園まで出向 、一般の保育所等にもという目的をかなえると けでに積極的に実施されている園の活動内容は素明 していく園と同じ認証を与えていくのは難しいとの	したところにビルの く以外選択肢が無い なると、活動内容の 晴らしい考え方のも 感じました。認証の		
戸巻聖			支援内容に補助が 含まれる場合は、可能な限り「現地調査」を行うべきであると考えます。	認定こども園においては類型ごとで所轄官庁や部署が事なるので、こちらの制度の場合には制度設計の時点で、類型にかかわらず一律、「子育て支援課様→自治体保育園担当」などの連携ルートについては、確定しておいていただけると良いかと考えます。	
富田 久枝					
沼倉 幸子	安全管理については、定期的に救急法受講や安全研修に参加していることが望ましいと思います。 また内部研修の実施や「県が主催する自然保育に関する研修会」への参加も基準としてはいかがでしょうか。	幼児教育無償化が導入された頃から、対象外である本園では 児童数が徐々に減少してきました。その後、保護者を対象に 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援」の給付を受けておりますが、園として は運営面でかなり厳しい局面に立たされております。現状では園の運営を次世代へ継ぐことは難しく、認定こども園への移行を模索しています。自然保育を行う団体は、おそらく同様の道をたどることになると思いますので、ちば自然保育認証制度の中に、認可を受けていない団体が地方裁量型などのこども園への移行支援を組み込んでいただきたいです。 実際に他県の森のようちえんを運営している団体は徐々に、地方裁量型認定こども園へ移行しています。	「現地調査」については認証を受ける初回だけでも調査が必要だと思います。	千葉県教育をめぐる現状と課題として 「人口減少が進む県内各地域において、人口減少が教育の地盤沈下を引き 起こさないよう、必要な措置を講じる ことが求められます。」とあります。 この認証制度が過疎地域において つの力となるよう、実践団体と市町 が協力する体制が築けることを願います。	目標値の例2では、市町村に最低1団体あれば良いとい
渡辺 直史	別紙1「渡辺委員意見書」参照	別紙1「渡辺委員意見書」参照	(3) 「現地調 でうるででででいる。 でするでででででいる。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		の担合け空間レーブいます